

企画提案書作成要領

1 作成方法

和歌山県ドクターヘリ製造委託業務（以下「本業務」という。）の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる事項について章立てを行い、企画提案書として作成すること。

また、企画提案書別紙の数値等欄及び該当ページ欄に記入の上、企画提案書に添付すること。

なお、企画提案書は、表紙（「和歌山県ドクターヘリの製造委託業務企画提案書」と標記し、余白に事業者名を表示すること。）及び目次を設け、A4 縦書き又は横書き、左綴じで製本すること。

（1）資質

ア 過去5年間（令和3～7年度）において官公庁に対しヘリコプター（ドクターヘリ以外も含む）を納入している実績（業務を完了しているもの）について、自治体名、機種名、種類（ヘリコプターの用途（ドクターヘリ、消防防災ヘリなど））を記載すること。

イ 過去5年間（令和3～7年度）においてドクターヘリ運航事業者に対しドクターヘリを納入している実績（業務を完了しているもの）について、運航事業者名、機種名を記載すること。

（2）安定的な運航

ア 令和8年4月末時点での提案機体（前モデルも含む）の国内でのドクターヘリとしての使用実績を記載すること。

イ 整備、修理の体制について具体的に記載すること。また、日本国内に整備拠点があれば記載すること。

ウ 部品の供給体制について具体的に記載すること。また、機体納入後2年、600飛行時間で一般的に必要な部品の供給にかかる日数を記載すること。

エ 令和8年4月末時点で提案機体（同一モデル）の不具合等で耐空性改善通報（TCD）などが発行されたかどうかを記載すること。

オ 機体の不具合箇所の特定や部品の交換が容易に行える工夫があれば記載すること。

カ 飛行前、日交換、飛行後点検や定期点検（〇〇時間点検）に要する時間を記載すること。なお、耐空検査に要する時間は除く。

キ 搭乗可能人数（操縦士、整備士除く）を記載すること。

ク 航続距離を記載すること

コ 過去3年間（令和5～7年度）の提案機体（前モデルも含む）の点検整備、修理等に起因する運休率（%）を記載すること。なお、ドクターヘリとして使用

している機体に限ることとし、任意のドクヘリ運航事業者1社での実績を下記計算式で計算すること。

<計算式>

$$\text{運休日数} / (\text{運航日数} + \text{運休日数}) \times 100$$

※運休日数は1日あたり6時間以上運休した日数とする。

天候不良に起因する運休は含まない。

(3) 安全性の確保

ア 操縦士の負担軽減を行い、事故が発生しないような仕組みや、事故発生の際に被害を最小限に抑える仕組みがあれば記載すること。また、夜間運航に必要な機器が導入されていれば記載すること。

イ 運航事業者や医療従事者への飛行訓練や研修があれば記載すること。

(4) 救命率の向上

ア キャビンスペースのレイアウト、設備の性能を記載すること

イ 機内において患者の観察や医療機器を操作できるスペースが確保されているか記載すること

ウ 患者の搬入、搬出方法について記載すること

エ 最高巡航速度を記載すること

(5) その他

ア 騒音値を記載すること

イ 納入後20年間運用する場合のランニングコストの合計額を記載すること。なお、飛行回数は年間500回、飛行時間は年間300時間とする。また対象経費は下記のとおりとする。

<対象経費>

- ・保守点検等の経費
- ・標準的交換部品等の経費
- ・飛行にかかる燃料費

ウ 下記ランデブーポイント10箇所について、着陸可能か記載すること。

	名称	緯度・経度		所在地
1	大宮緑地総合運動公園	341521	1351815	岩出市西野417
2	串本町サンゴ台防災ヘリポート	332907	1354705	東牟婁郡串本町サンゴ台691番5
3	有田川町消防本部ヘリポート	340313	1351422	有田郡有田川町大字庄1042番地
4	有田川河川敷（ふるさとの川総合公園）	340442	1350943	有田市宮原町滝川原新田地先
5	橋本市民病院ヘリポート	342119	1353801	橋本市小峰台二丁目8番地の1
6	広川町民多目的広場	340148	1351019	有田郡広川町広1473
7	紀の川市民体育館西側駐車場	341523	1352116	紀の川市花野604番地2
8	粉河多目的運動場	341553	1352409	紀の川市粉河693
9	高野町防災ヘリポート	341152	1353351	伊都郡高野町高野山内子谷川13-4
10	桃山グラウンド	341457	1352025	紀の川市桃山町段地先

2 提出方法

(1) 提出期間

令和8年6月22日（月）から同月30日（火）までの県の休日を除く各日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館5階
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便をもって（1）の提出期間内に到着するよう郵送すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本9部、添付書類として企画提案書に記載した納入実績を確認できる書類（契約書及び仕様書の写し）10部を提出すること。

(5) その他

書類の作成に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

3 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出は、1申請者につき1提案とし、提出期間外の提出、再提出又は差替えは認めない。
- (3) 企画提案書は、入札参加者が確実に実現できる範囲で記載すること。
- (4) 企画提案書の提出後、必要に応じて内容の照会や補足資料の提出を求められることがある。
- (5) 企画提案書は、本件入札の落札者決定のための審査に使用する場合を除き、提出者に無断で使用しない。
- (6) 企画提案書の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製することがある。
- (7) 企画提案書は、返還しない。
- (8) 企画提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。
- (9) 企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。